

夕張市告示第 49 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成 30 年 6 月 1 日

夕張市長 鈴木直道

1. 入札に付す事項

- (1) 契約の目的及び契約名称 平成 30 年度 夕張市消防本部複写機賃貸借契約
- (2) 契約の目的の仕様等 入札説明書による
- (3) 契約期間 平成 30 年 7 月 1 日～平成 35 年 6 月 30 日
ただし、契約期間については、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 履行場所 夕張市清水沢宮前町 20 番地 夕張市消防本部

2. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 市が行う一般競争入札の参加者の資格を有し、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3. 条件付一般競争入札参加者の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、上記「入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成 30 年 6 月 1 日（金）から平成 30 年 6 月 11 日（月）まで（ただし土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）により定められた祝日を除く。）

イ 申請の方法 条件付一般競争入札参加申請書

ウ 申請書類の提出先 夕張市消防本部総務課管理係

エ 申請書類の提出方法 直接持参に限る。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4. 契約条項を示す場所

夕張市消防本部総務課管理係

5. 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 夕張市清水沢宮前町 20 番地 消防署研修室

(2) 入札日時 平成 30 年 6 月 20 日 (水) 午前 10 時 00 分

(3) 開札場所 (1) と同じ。

(4) 開札日時 (2) と同じ。

6. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

夕張市契約規則第 6 条第 2 号により免除。

(2) 契約保証金

夕張市契約規則第 25 条第 3 号により免除。

7. 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 上記「条件付一般競争入札参加資格の審査」のアに同じ。

(2) 交付場所 上記「条件付一般競争入札参加資格の審査」のウに同じ。

(3) 交付方法 (2) の場所で交付する。

8. 送付による入札の可否

認めない。

9. 契約書作成の要否

要

10. その他

(1) この入札は、政令第 167 条の 10 第 2 項の規定による最低制限価格を設定していない。

(2) 予定価格の公表はしない。

(3) 開札において、3 に規定する資格を有しない者のした入札、夕張市契約規則第 11 条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効

とする。

- (4) 政令第 167 条の 10 第 1 項に規定する場合を除き、すべての入札金額が夕張市契約規則第 9 条の規定により定めたそれぞれの予定価格の範囲内で最低の者（有効な入札に限る。）を落札者とする。
- (5) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 厘未満の端数があるときは、その端金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名 称 夕張市消防本部総務課管理係
 - イ 所在地 〒068-0534 夕張市清水沢宮前町 20 番地
- (7) 前金払はしない。
- (8) 概算払はしない
- (9) 部分払はしない。
- (10) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
- (11) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (12) その他 詳細は、入札説明書等による。